

空家等の適正管理に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と公益社団法人山形市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空家等を管理不全な状態としないため、甲と乙が相互に連携し、及び協力して所有者等による空家等の適正な管理を支援することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 山形市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害により、空家等が倒壊し、又は空家等に用いられた建築材料が飛散して人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えるおそれがある状態

イ 空家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

(3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 この協定に基づき甲が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 空家等の所有者等から当該空家等の管理等に関する相談を受けた場合において、当該所有者等に乙が行う空家等の管理に関する情報を提供すること。

(2) 空家等の所有者等に対し当該空家等の適正な管理を促す文書を発出する場合等において、当該所有者等に乙が行う空家等の管理に関する情報を提供すること。

(3) 乙が行う空家等の管理業務について、甲の広報紙又はホームページに掲載する方法その他の適切な方法により、その広報に努めること。

（乙が行う業務）

第4条 この協定に基づき乙が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 空家等の状況確認

(2) 空家等の除草、植木等の剪定等

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等の管理に関し乙が実施することができる作業等

2 前項の業務は、乙と当該空家等の所有者等との契約に基づいて行うものとする。この場合において、甲は、当該契約及びこれに基づく業務の実施に関して一切の責めを負わない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の終了後においても同様とする。

2 乙は、この協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報その他の情報について、漏えい、滅失等の事故が生じた場合は、速やかに甲に報告し、必要に応じて対応策、再発防止策等の措置を講ずるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、この協定の期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市

山形市長 佐藤孝弘

乙 山形市双葉町一丁目2番3号
公益社団法人山形市シルバー人材センター

理事長 長瀬洋男